

徳島県告示第388号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年7月24日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
徳島県信用漁業 協同組合連合会	徳島市東沖洲二丁 目13番地	徳島県沿岸漁業改善 資金貸付規則（昭和 54年徳島県規則第84 号）第1条に規定す る沿岸漁業改善資金 に係る償還金の収納 及び貸付金の支出の 事務	令和8年3月 16日	令和8年4月 1日
木岐漁業協同組 合	海部郡美波町木岐 347	徳島県沿岸漁業改善 資金貸付規則第1条 に規定する沿岸漁業 改善資金に係る償還 金の収納の事務	同	同